

## Q&A

### 【省エネ診断について】

001	過去に受診した省エネ診断があるが、再度受診する必要があるか。	交付申請日以前3年以内に報告を受けた省エネ診断は有効です。(診断費は対象外)
002	飲食店と工場で事業を実施したいが、それぞれの事業用家屋で省エネ診断が必要か。	事業を実施希望する事業家屋ごとに省エネ診断が必要です。
003	〇〇工場と△△工場の二棟で事業実施したいが、それぞれの事業用家屋で省エネ診断が必要か。	原則事業を実施する事業家屋それぞれに省エネ診断が必要です。 ただし、同じ業種（製造内容が同じ等）で複数の家屋で取り組みを希望される場合は、事前にご相談ください。
004	インターネットでできる省エネ診断のセルフ診断は対象になるか。	対象外です。
005	自社社員が行った省エネ診断は対象となるか。	対象外です。第三者が行った診断が対象となります。
006	省エネ診断を行う方はどのような資格を持っていないといけないか。	資格に制限はありませんが、省エネ化に関する知識と資格を有し、省エネ診断ができる必要があります。

### 【交付申請について】

101	交付申請書の提出期限はいつか。	令和4年10月31日となります。 ただし、予算の都合により期限が短縮される場合があります。
102	交付申請書の様式はどこで入手できるか。	西尾市のホームページから入手することができます。商工振興課窓口でもお渡しします。
103	提出書類に代表者印の押印は必要か。	申請書への押印は不要です。

104	申請は窓口に行かないといけ ないか。	郵送提出も受け付けています。た だし、不備等があった場合は、審査に時 間がかかります。
105	受付順が遅いと予算が無くなっ て補助金が受けられなくなるこ とはないか。	予算に限りのある制度となるので、 受けられない場合もあります。
106	何回も申請してよいか。	1事業者につき1回の申請に限りま す。
107	7月1日から10月31日の交 付申請書提出期間に事業を実施 しなければいけないか。	7月1日から10月31日の間に交 付申請書を提出していただき、決定 された内容については、令和5年2 月28日までに事業を実施完了し、 支払いまでされている必要があります。
108	交付申請時に提出する申請金額 の根拠となる資料は何を提出し たらよいか。	見積書等、金額、実施内容の内訳が分 かるものを提出してください。

【対象事業者について】

201	業種に制限はあるか。	公序良俗に反する事業又はサービ スを提供するものや性風俗関連特殊 営業等の業種は、対象外となります。
202	市外に法人登記しているが、市 内に事業所を保有している。こ の場合は補助対象になるか。	市内の事業所については対象とな ります。
203	個人事業主で事業所(店舗)は市 内にあるが、住民登録は市外に ある。この場合は補助対象にな るか。	市内の事業所については対象とな ります。
204	市内に法人登記しているが、市 外に事業所を保有している。こ の場合は補助対象になるか。	対象外です。
205	個人事業主で住民登録は市内に あるが、事業所(店舗)は市外に ある。この場合は補助対象にな るか。	対象外です。

206	開業したばかりだが対象になるか。	省エネ診断を受けることができる中小企業者等が対象です。 省エネ診断は事業用家屋のエネルギー使用量等を調査し、改善提案報告を受けるものです。開業したばかりでは、診断材料が少ないため診断できない可能性があります。
207	数年前から市内で事業を行っているが、最近居抜きの事業所を購入し、そちらの設備を更新したいが、対象となるか。	最近購入した事業所だと、省エネ診断の基となるエネルギー使用量のデータが不十分で診断ができない可能性があります。希望される診断機関にご確認ください。 省エネ診断が可能な事業家屋の取り組みであれば対象となります。
208	住宅兼事業用家屋での取り組みを予定しているが、対象か。	居住用途部分への取り組みは対象となりません。居住用途部分と事業用家屋部分と明確に区別でき、省エネ診断を受けることができる場合は対象になります。

【対象事業について】

301	省エネ診断を行っていないが、実施事業は対象となるか。	省エネ診断の受診結果報告を受領後、改善提案に基づき行う事業が対象となります。
302	省エネ診断の改善案には「カーボンニュートラルに向けた計画の策定」について記載がないが、対象となるか。	「カーボンニュートラルに向けた計画策定」や「設備のエネルギー使用量をモニタリングする機器等」について、省エネ診断受領後であれば、改善案に記載がなくても対象となります。
303	省エネ診断の改善案に記載がない省エネ・再エネ化を図る設備を導入したいが、対象となるか。	対象外です。
304	省エネ診断を受診した事業用家屋以外で事業を実施したいが対象となるか。	対象外です。省エネ診断受診する際は、事業に取り組む事業用家屋を受診するようにしてください。 太陽光設備の導入を検討される方は

		ご注意ください。
--	--	----------

【対象経費について】

401	人件費は補助対象になるか？	対象外です。
402	省エネ診断の報告を受理する前に実施した取り組みは対象となるか。	対象外です。
403	省エネ診断を行ったが、その後の事業実施を見送ることにした。省エネ診断料のみは対象となるか。	診断料が税抜30万円以上であれば対象になります。
404	令和3年に受診した省エネ診断の診断料は対象経費となるか。	対象外です。令和4年4月1日以降に受診、支払をした省エネ診断料が対象です。
405	令和3年に受診した省エネ診断の結果を基にすでに実施している事業があるが対象となるか。	交付申請日以前3年以内に受診した省エネ診断の改善案を基に、令和4年4月1日以降に実施した事業が対象になります。
406	国・県からの同一経費について補助金の交付を受けた、又は受ける見込みがある場合は対象となるか。	可能です。ただし、国等の補助金が併用可能か確認の上、申請をしてください。国等から補助金の交付を受ける場合には、当該補助金の額を控除した額を対象経費とします。
407	省エネ診断の改善提案にない省エネ化の設備の導入は対象か。	対象外です。
408	社用車を電気自動車に替えたいが対象となるか。	車両に関する経費は対象外です。
409	100万円程度の設備導入費を予定しているが、常時取り引きをしている業者に依頼してよいか。	導入設備が単価50万円(税抜)以上の場合は、相見積もりを取得し、最低価格を提示した事業者が発注してください。
410	いつまでに支払いをした経費が対象になるか？	令和5年2月28日までに、支払い、納品、事業の実施を完了し、実績報告書を提出する必要があります。

411	消費税、振込手数料は経費に含めてよいか？	消費税、振込手数料は対象外ですので、経費から消費税、振込手数料を除いた額が対象経費となります。
412	設備導入が3月以前のもので、支払が4月以降の経費は、対象となるのか？	対象外です。

【補助金額について】

501	どれくらい補助があるか？（補助率・補助金の上限）	補助率は対象経費の3分の1で、補助金の上限は120万円です。
502	実際にかかった経費が交付決定額を超えてしまっているが、増えた分の経費も対象となるか。	交付申請時の交付決定額が上限となりますので、その後の増額申請は受付できません。
503	実際にかかった経費交付決定額を下回った。手続きの必要はあるか？	「カーボンニュートラル推進事業者支援金変更等承認申請書（様式第3号）」を提出してください。

【実績報告について】

601	実績報告はいつ出せばよいか？	交付決定を受けてから、実施完了後速やかに実績報告書を提出してください。
602	実績報告の提出期限はいつか？	令和5年2月28日までに提出してください。
603	交付決定通知書を受け取ったが、令和5年2月28日までに実績報告の提出ができなかった。遅れての提出は可能か？	期日を過ぎての提出はできません。交付決定をしても、期日までに実績報告が提出されない場合は、補助金の交付ができませんのでご注意ください。
604	省エネ診断を受診し、令和4年4月1日以降に取り組みも実施済みの事業を申請したい。交付申請と一緒に実績報告を提出してよいか？	交付申請をしていただき、交付決定通知を受け取ってから実績報告をしてください。

【その他】

701	補助は何回受けられるのか？	1事業者につき1回です。
-----	---------------	--------------

702	市内に複数店舗を持っている場合の補助対象は？	店舗等の数に関わらず、申請は一事業者につき一回限りです。
703	予算が無くなったら？	予算が無くなったら終了する予定です。
704	一度提出した書類は返却してもらえるか？	正式に受理された書類は原則、返却しませんので、必要な場合は申請書等の写しを保管してください。
705	交付決定後、対象事業を取りやめることとなったが、手続きは必要か？	「変更(中止)承認申請書（様式第3号）」を提出してください。
706	交付決定後、対象事業を取り止めて別の事業を申請しなおしたいが可能か？	対象事業の中止については、「変更(中止)承認申請書（様式第3号）」を提出してください。その後、改めて交付申請をすることができますが、その場合でも、申請期限は令和4年10月31日までとなります。